平成２８年（フ）第１９４５号
福岡県大牟田市新栄町15番地の15
破産者　有限会社魚一
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９５３号
福岡市中央区梅光園１丁目２番７―302号
破産者　合同会社ＬＥＯＮ
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６０号
仙台市若林区荒井字笹屋敷164番地の１
破産者　アシストライン株式会社
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
栃木県宇都宮市江曽島本町２番26号　ゴーマハイツ101、前住所栃木県宇都宮市戸祭１丁目７番13号
破産者　松本楼こと松本友末こと　趙　　光來
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８３号
群馬県桐生市相生町２丁目363番地の３
破産者　有限会社ポテトハウス
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第９４９３号
東京都荒川区東尾久３丁目14番７号
破産者　有限会社ヤスダメンテナンス
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５８２号
千葉県浦安市弁天２丁目１―１―515
破産者　後藤　夢槻
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１８７号
兵庫県西宮市櫨塚町３番４号
破産者　株式会社フロンティア・マネジメント
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７０５号
東京都大田区大森北６丁目33番４号
破産者　株式会社川合海苔店
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７０６号
東京都中野区江原町２丁目14―12　サニー第１熊の坂　205、開始決定時の住所東京都大田区萩中２丁目９―16―402
破産者　川合　保正
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２５号
東京都北区浮間３丁目20―15―205
破産者　服部　圭真
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２３５号
東京都中央区銀座４丁目12番17号　石川ビル
破産者　システムプロセッサー株式会社
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６０８号
東京都あきる野市平沢東１丁目２―１―506
破産者　西口　吉人
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０６７号
東京都江戸川区平井４丁目29番22号
破産者　株式会社サンテック東京
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０６８号
東京都江戸川区平井４丁目29―22―313
破産者　野澤　康雄
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１９６号
東京都江戸川区大杉４丁目４―５―402　中田早苗方、住民票上の住所神奈川県横浜市南区共進町１丁目31―２　エステートＹ305
破産者　佐々木建輔
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８１５号
東京都葛飾区亀有３丁目30―２
破産者　株式会社壱よし
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８４３号
東京都三鷹市下連雀１―13―15、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目32番２号　吉祥寺サンビルディング206号
破産者　株式会社吉祥寺ホームズ
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８４４号
東京都三鷹市下連雀１丁目13―15
破産者　平良　清成
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９０３号
東京都港区南青山２丁目２番15号
破産者　株式会社インキューブ
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９０４号
東京都練馬区春日町３丁目33―３
破産者　木村　秀朝
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９３８号
東京都江東区北砂１―４―16―1003、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座４丁目14番15号
破産者　有限会社ファーストライフ
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部